

官報

号外

昭和六十二年五月二十一日

○第百八回 衆議院會議録 第二十号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午後一時 本会議

○今日の會議に付した案件

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案 (内閣提出)

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案 (内閣提出、参議院送付)

社会福祉士及び介護福祉士法案 (内閣提出、参議院送付)

国土利用計画法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

○谷垣禎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案 (内閣提出)

○議長(原健三郎君) 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長石橋一弥君。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石橋一弥君登壇〕

○石橋一弥君 ただいま議題となりました昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

現在、地方公務員等共済組合法の年金の額の改定につきましては、厚生年金及び国民年金と同様、消費者物価指数が五%を超えて変動した場合に、その変動率を基準として年金の額を改定する自動改定措置が設けられておりますが、昭和六十二年度におきましては、消費者物価指数の変動率は〇・六%となっておりまして、この自動改定措置は働かないところとなっております。

しかしながら、地方共済年金の額の実質的価値を維持する観点から、本案は、厚生年金及び国民年金の額の改定に倣い、自動改定措置の特例として、消費者物価変動率〇・六%を基準に昭和六十二年四月分以後の年金の額を改定しようとするものであります。

本案は、三月二十三日本委員会に付託され、五月十四日葉梨自治大臣から提案理由の説明を聴取し、本日審査を行い、質疑を終了いたしました。

次いで、委員長より、原案において「昭和六十二年四月一日」と定められております施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、直ちに採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く

く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○谷垣禎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案、社会福祉士及び介護福祉士法案、右両案を一括議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案 (内閣提出、参議院送付)

社会福祉士及び介護福祉士法案 (内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 外国医師又は外国歯科医師

昭和六十二年五月二十一日 衆議院會議録第二十号 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案 一五九四

が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案、社会福祉士及び介護福祉士法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長堀内光雄君。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案及び同報告書
社会福祉士及び介護福祉士法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔堀内光雄君登壇〕

○堀内光雄君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国医師または外国歯科医師が、医療または歯科医療を行うことができるように、医師法及び歯科医師法の特例等を設けようとするものであります。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案について申し上げます。

本案は、寝たきり老人等の介護需要の増大にかんがみ、これらの者に係る相談指導の業務及び介護等の業務に従事する者の資質の向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定め、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増

進に寄与しようとするものであります。

両案は、五月二十日参議院より送付され、同日付託となり、本日の委員会において斎藤厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷垣禎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国土利用計画法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

国土利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 国土利用計画法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長村岡兼造君。

国土利用計画法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔村岡兼造君登壇〕

○村岡兼造君 ただいま議題となりました国土利用計画法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事は、地価が急激に上昇している地域等を監視区域として指定し、当該区域における土地取引の届け出面積の限度を規則で引き下げるものとするほか、国等の土地取引における適正な地価形成についての配慮等について所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日本委員会に付託され、五月十五日綿貫国土庁長官から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、中路雅弘君から、日本共産党・革新共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案は少数をもって否決されました。続いて原案について採決しましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対しては、国土利用計画法の

的確、厳正な運用等七項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十三分散会

出席国務大臣

厚生大臣 斎藤 十朗君
自治大臣 葉梨 信行君
国務大臣 綿貫 民輔君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和六十二年度一般会計予算

昭和六十二年度特別会計予算

昭和六十二年度政府関係機関予算

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

憲政功労年金法の一部を改正する法律

(常任委員兼任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 補欠

江口 一雄君 園田 博之君

伊藤 忠治君 早川 勝君

園田 博之君 江口 一雄君

早川 勝君 伊藤 忠治君

(議案提出)

一、昨二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

海洋開発基本法案(貝沼次郎君外二名提出)

海洋開発委員会設置法案(貝沼次郎君外二名提出)

出)

(議案受領)

一、昨二十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

総合保養地域整備法案

刑事確定訴訟記録法案

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

社会福祉士及び介護福祉士法案

一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

宇宙開発基本法案

(議案付託)

一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑事確定訴訟記録法案(内閣提出第八七号)(参議院送付)

法務委員会 付託

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

(内閣提出第八八号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出第九五号)(参議院送付)

以上二件 社会労働委員会 付託

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(安井吉典君外十六名提出、衆法第二号)

農林水産委員会 付託

総合保養地域整備法案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

建設委員会 付託

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島謙二君外四名提出、衆法第二二二号)

環境委員会 付託

一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

宇宙開発基本法案(塩出啓典君外一名提出、参議院第二号)(予)

科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書(千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成)の締結について承認を求めるの件

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書(千九百八十六年)の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法案

昭和六十二年における私立学校教職員共済組

合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

臨床工学技士法案

義肢装具士法案

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

森林法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

農林漁業信用基金法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

一、昨二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(安井吉典君外十六名提出)

昭和六十二年五月二十一日 衆議院會議録第二十号

昭和六十二年五月二十一日 衆議院會議録第二十号
は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案及び同報告書 一五九六

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案(福島議二君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案

一、昨二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和六十二年一般会計予算

昭和六十二年度特別会計予算

昭和六十二年度政府関係機関予算

昭和六十二年度における地方公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十二年度における地方公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律
(年金の額の改定の特例)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年
法律第五十二号。第三項において「共済法」と
いう。)による年金である給付については、昭和
六十年の年平均の物価指数(総務庁において作
成する全国消費者物価指数をいう。以下この項
において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均
の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年
四月分以後の当該年金である給付の額を改定す
る。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定

の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改
定の措置が講じられたときは、共済法第七十四
条の二の規定(他の法令において、引用し、準
用し、又はその例による場合を含む。)の適用に
ついては、同条の規定による年金である給付の
額の改定の措置が講じられたものとみなす。
(旧共済法による年金への準用)

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、地方公
務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭
和六十年法律第八号。次項において「昭和六
十年改正法」という。)附則第九十五条第一項に
規定する旧共済法による年金である給付につい
て準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講
じられたときは、昭和六十年改正法附則第九
十五条の規定(他の法令において、引用し、準用
し、又はその例による場合を含む。)の適用につ
いては、同条の規定による年金の額の改定の措
置が講じられたものとみなす。

附 則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行す
る。

理 由

地方公務員等共済組合法の年金の額について、
厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び
国民年金法による年金たる給付の額の改定に準
じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公的年金制度間の均衡を考慮して、
地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特
例措置を講じようとするものであつて、その要
旨は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法の年金について、消
費者物価の変動による自動改定措置(総務庁に
おいて作成する年平均の全国消費者物価指数が
五割を超えて変動した場合に、その変動率を基
準として年金額を改定する措置)の特例とし
て、厚生年金及び国民年金の額の改定措置にな
らい、昭和六十年に対する昭和六十一年の消費
者物価指数の変動率〇・六割を基準として、昭
和六十二年四月分以後の年金の額を改定しよう
とするものである。

二 議案の修正議決理由

公的年金制度間の均衡を考慮して、年金額の
実質的価値を維持する観点から、地方公務員等
共済組合法の年金の額を改定する特例措置を講
じることが時宜に適合するものと認めるが、な
お、施行期日を公布の日に改める必要があるの
で、本案は、別紙のとおり修正議決すべきもの
と議決した次第である。

昭和六十二年五月二十一日

地方行政委員長 石橋 一弥

衆議院議長 原 健三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

公布の日

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行す
る。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に
係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条
の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練
に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十
七条の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能
の修得を目的として本邦に入国した外国医師又
は外国歯科医師が医業又は歯科医業を行うこと
ができるように、医師法(昭和二十三年法律第
二百一十号)第十七条及び歯科医師法(昭和二十
三年法律第二百一十号)第十七条の特例等を定める
ものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国医師 外国において医師に相当する資
格を有する者をいう。

二 外国歯科医師 外国において歯科医師に相当する資格を有する者をいう。	三 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師又は外国歯科医師が厚生大臣の指定する病院において臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の指導監督の下に医業又は歯科医業（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を行うことをいう。	四 臨床修練外国医師 次条第一項の許可を受けた外国医師をいう。	五 臨床修練外国歯科医師 次条第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。	六 臨床修練指導医 第八条の認定を受けた医師をいう。	七 臨床修練指導歯科医 第八条の認定を受けた歯科医師をいう。	（臨床修練の許可） 第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。	2 厚生大臣は、前項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。	一 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学していること。	二 医業又は歯科医業を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。	三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験を有すること。	四 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。	五 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。	3 厚生大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。	一 医師法第三条又は歯科医師法第三条に規定する者	二 医師法第七条第二項に規定する医業の停止の命令又は歯科医師法第七条第二項に規定する歯科医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業又は歯科医業を行うことができない者	三 禁治産者又は準禁治産者と外国の法令上同様に取り扱われている者	4 厚生大臣は、許可を受けようとする者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。	一 医師法第四条各号又は歯科医師法第四条各号に掲げる者	二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者	5 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超えない範囲内において厚生大臣が定める期間とする。	6 許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ。	7 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。	8 許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。	（許可証の交付等） 第四条 厚生大臣は、外国医師又は外国歯科医師に対し許可をしたときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付するものとする。	2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行うときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。	（許可の失効） 第五条 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国医師又は外国歯科医師でなくなつたときは、その効力を失う。	（許可の取消し） 第六条 厚生大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。	2 厚生大臣は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。	一 第三条第二項第一号又は第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。	二 第三条第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。	三 第三条第六項の規定による条件に違反したとき。	四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。	（許可証の返納） 第七条 許可を受けた者は、その許可の効力が失われたときは、五日以内に、臨床修練許可証を厚生大臣に返納しなければならない。	（臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医の認定） 第八条 厚生大臣は、その申請に基づき、医師又は歯科医師であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医として認定する。	一 医学又は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること。	二 臨床修練を实地に指導監督するのに支障のない程度に第三条第二項第四号の厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。	三 臨床修練の指導監督について熱意と識見を有すること。	（職務及び責務） 第九条 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を实地に指導監督するものとし、その指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。	（認定の取消し） 第十条 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医が、医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案	一五九七
--	--	--	--	-----------------------------------	---------------------------------------	--	---	--	--	---	--	---------------------------------	--	---------------------------------	---	---	---	------------------------------------	--------------------------------------	--	-------------------------------------	--	--	---	---	---	--	---	---	------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---	--	--	--	------------------------------------	--	--	-------------

昭和六十二年五月二十一日 衆議院會議録第二十号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

一五九八

練指導歯科医師が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。

一 医師又は歯科医師でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項の規定による医業の停止又は歯科医師法第七条第二項の規定による歯科医業の停止を命ぜられたとき。

2 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医師がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。

2 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医師は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を实地に指導監督したときは、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が前項において準用する医師法第二十四条第一項又は歯科医師法第二十三条第一項の規定により記載した診療録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師でなくなつた後においても、同様とする。

(保健婦助産婦看護婦法の特例)

第十三条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三

年法律第二百三十三号)第三十条の規定の適用については、同条中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

(診療放射線技師法の特例)

第十四条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行う場合には、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の規定にかかわらず、同法第二項第二項に規定する業務を行うことができる。

(歯科技工法の特例)

第十五条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練において患者のために自ら行う歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第一項本文に規定する行為は、同項ただし書に規定する行為とみなす。

(医療関係者審議会)

第十六条 厚生大臣は、第二条第三号の規定による指定を行い、許可若しくは許可の取消しを行い、又は第八条の規定による認定若しくは第十条第二項の規定による認定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、医療関係者審議会の意

見を聴かなければならない。

(法務大臣との協議)

第十七条 厚生大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第三条第二項第一号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。

(聴聞)

第十八条 厚生大臣は、第六条又は第十条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第十九条 第十二条の規定に違反して人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十条 第十一条第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十一条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号の二 外国医師又は外国歯科医師が行

う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)を施行すること。

第六号の二 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の規定に基づき、臨床修練を許可し、及びその許可を取り消し、並びに臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医師の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。

第七号の二 並びに医師法第十六条の第二項に規定する臨床研修を削り、「調査審議するほか」を調査審議し、並びに医師法その他の法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか」に改める。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、医療研修を目的として来日する外国医師又は外国歯科医師が研修において診療を行うことができる途を開くことにより、その目的を十分に達成することができるよう、医師法及び歯科医師法の特例等を設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国した外国医師又は外国歯科医師が必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能

を有すること等の一定の基準に適合している場合には、厚生大臣の許可を受けて臨床修練を行うことができるものとすること。なお、許可の有効期間は、二年を超えない範囲内で厚生大臣が定めるものとすること。

2 臨床修練は、その適切な実施を図るため、厚生大臣の指定する病院において、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の実地の指導監督の下においてのみ行うことができるものとする。

3 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医については、医学又は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合している医師又は歯科医師を、厚生大臣が認定するものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

医療研修を目的として来日する外国医師又は外国歯科医師が研修において診療を行うことができる途を開くこと等は、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。右報告する。

昭和六十二年五月二十一日

社会労働委員長 堀内 光雄

衆議院議長 原 健三郎殿

社会福祉士及び介護福祉士法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年五月二十一日 衆議院会議録第二十号 社会福祉士及び介護福祉士法案及び同報告書

昭和六十二年五月二十日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

社会福祉士及び介護福祉士法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 社会福祉士(第四条—第三十八条)
- 第三章 介護福祉士(第三十九条—第四十四条)
- 第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等(第四十五条—第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条—第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができる。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第三十二条第一項第二号又は第二項(これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 社会福祉士

(社会福祉士の資格)

第四条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

(社会福祉士試験)

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(社会福祉士試験の実施)

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(受験資格)

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校(以下「職業訓練校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練大学校(以下「職業訓練校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士一般養成施設等」という。)において一年以上社会福祉士として必要

な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、

指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十四条第一項第一号に規定する所員、精神薄弱者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）に定める精神薄弱者福祉司及び老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第六条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者

（社会福祉士試験の無効等）

第八条 厚生大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

8 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員及び解任）

第十一条 指定試験機関の役員及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関

し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができ。

(事業計画の認可等)

第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(社会福祉士試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、社会福祉士試験委員(以下この章において

「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令

で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(報告)

第十九条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当

するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(聴聞)

第二十四条 厚生大臣は、第二十二条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十六条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会福祉士登録簿)

第二十九条 社会福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(社会福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生大臣は、社会福祉士が第四十五条及び第四十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、第一項第二号又は前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に社会福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生省令」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を

勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十七条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十五条第二項」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第二項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十五條第一項」と読み替えるものとする。

(厚生省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 介護福祉士

(介護福祉士の資格)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、厚生省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

議したものに限る。)に合格した者

(介護福祉士試験)

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

- 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一 三年以上介護等の業務に従事した者
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの
- 3 第六条、第八条及び第九条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

第四十一条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、介護福祉士試験の実施に関する事務(以下この章において「試験事務」という。)を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第十條第三項及び第四項並びに第十一條から第二十七條までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第十條第三項第一号中、「試験事務の実施」とあるのは、「第一四十一條第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の実施」と、第十四條第一項中、「社会福祉士として」とあるのは、「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは、「介護福祉士試験委員」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とある

のは「第四十一條第一項」と読み替えるものとする。

(登録)

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 第二十九條から第三十四條までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九條中「社会福祉士登録簿」とあるのは、「介護福祉士登録簿」と、第三十條中「第二十八條」とあるのは、「第四十二條第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは、「介護福祉士登録証」と、第三十一條並びに第三十二條第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは、「介護福祉士」と読み替えるものとする。
- (指定登録機関の指定等)
- 第四十三條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に介護福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、厚生省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで、第十六條から第二十七條まで並びに第三十六條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは、「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは、「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項」とあり、及び同條第四項各号列

記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三條第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一號)第五條第一項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。その他の」と、第十六條第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第四十三條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

- 4 厚生大臣は、第一項の指定を行おうとするとき又は前項において準用する第十三條第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議するものとする。
- (厚生省令への委任)
- 第四十四條 この章に規定するもののほか、介護福祉士試験、第三十九條第一号から第三号までに規定する養成施設、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務

等

(信用失墜行為の禁止)
第四十五條 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六條 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七條 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八條 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十九條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第五十條 第四十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第五十一條 第十六條第一項(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 第二十二條第二項(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する試験事務(第五十四條において単に「試験事務」という。)又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する登録事務(第五十四條において単に「登録事務」という。)の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する指定試験機関(第五十四條において単に「指定試験機関」という。)又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する指定登録機関(第五十四條において単に「指定登録機関」という。)の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第二項の規定により社会福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、社会福祉士の名称を使用したもの

二 第四十二條第二項において準用する第三十二條第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、介護福祉士の名称を使用したもの

三 第四十八條第一項又は第二項の規定に違反した者

第五十四條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

金に処する。

一 第十七條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十九條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十條第一項(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十一條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合)

(七) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

律第 号(第二十八條(登録)の社会福祉士の登録)

又は同法第四十二條第一項(登録)の介護福祉士の登録

イ 社会福祉士の登録

ロ 介護福祉士の登録

(厚生省設置法の一部改正)

第四條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の二 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六條第五十四号の次に次の二号を加える。

合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士という名称を使用している者については、第四十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中(七)を(三)とし、(七)の次に次のように加える。

登録件数	登録件数
一件につき一万五千円	一件につき九千円

第六條第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。

五十四の三 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第 号)の規定に基

づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出、参議院送付) に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、寝たきり老人等の介護需要の増大にかんがみ、これらの者に係る相談指導の業務及び介護等の業務に従事する者の資質の向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定め、もつて社会福祉の増進に寄与しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 社会福祉士は、専門的知識及び技術をもつて寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うことを業とする者であり、大学において一定の社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であつて社会福祉士試験に合格したものが、登録を受けることにより、資格を取得できるものとすること。

2 介護福祉士は、寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする者であり、高校卒業以上の者であつて一定の養成施設を卒業したものの、介護等の業務に三年以上従事した者等であつて介護福祉士試験に合格したものの又は介護等に係る一定の技能検定に合格した者が登録を受けることにより資格を取得できるものとすること。

3 社会福祉士及び介護福祉士の試験及び登録は、厚生大臣の指定する者に行わせることができるものとすること。

4 その他、名称独占の規定のほか、信用失墜

行為の禁止及び守秘義務に関する規定等を設けるものとすること。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

新たに社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう必要な措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年五月二十一日

社会労働委員長 堀内 光雄

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

社会福祉士及び介護福祉士法案に対する附帯決議

政府は、社会福祉士及び介護福祉士の社会的地位の向上に配慮するとともに、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 在宅福祉施策について、ホームヘルパーの増員、デイ・サービスセンター等施設の整備等の一層の推進を図ること。

二 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、相談援助あるいは介護の実務従事者の経験を尊重するよう十分配慮すること。

三 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化

に即応するよう配慮すること。また、相談援助、介護それぞれの業務の性格にかんがみ、養成課程において実習の機会を確保するよう配慮すること。

四 社会福祉士・介護福祉士の養成施設の指定に当たっては、全国的にバランスのとれた配置となるよう十分配慮すること。

五 福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれらの各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。また、社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするとともに、福祉事務所の機能を充実すること。

六 介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配慮すること。

七 民間部門において現われ始めているいわゆるシルバーサービスについては、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

国土利用計画法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国土利用計画法の一部を改正する法律

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の五」に改める。

第二十三条第二項第三号中国又は地方公共団体を「国等」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

第二十四条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

第五章中第二十七条の次に次の四条を加える。

(監視区域の指定)

第二十七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあるとして認められる区域(第二十一条第一項の規定により規制区域として指定された区域を除く。)を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十二項までの規定は、監視区域について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項」とあるのは「第二十七条の二第二項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

4 第二項及び第十二条第五項の規定は、前項において準用する同条第十二項の規定による監視

区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十七條の二第三項において準用する第十二條第十二項」と、「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

5 第三項において準用する第十二條第十二項及び前項の規定は、監視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6 監視区域の全部又は一部の区域が、第十二條第一項の規定により規制区域として指定された場合においては、当該監視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について監視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合においては、同条第三項の規定による公告をもつて監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

(土地に関する権利の移転等の届出に関する特例)

第二十七條の三 監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第二十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の各号の一」とあるのは「第一号又は第三号」と、同項第一号中「次のイからハまでに規定する面積未満」とあるのは「次のイからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、「次のイからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により監視区域を指定するときは、前項の規定により読み替えて適用される第二十三條第二項第一号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

3 都道府県知事は、前条第三項において準用する第十二條第十項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、前項の都道府県の規則で定める面積を変更するものとする。

4 前条第二項の規定は、第二項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

(報告の徴収)

第二十七條の四 都道府県知事は、第二十七條の二第三項において準用する第十二條第十項の規定による調査を適正に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結した者(第二十三條第一項の規定による届出をした者及び同条第二項第三号に該当する者)を当該土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用について報告を求めることができる。

(国等の適正な地価の形成についての配慮)

第二十七條の五 国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

第三十九條第九項中「第二十四條第一項の下に、第二十七條の二第二項(同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。及び第二十七條の三第四項において準用する場合を含む。))を加える。

第四十八條中「同項の期間内に」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十三條及び第二十四條の改正規定、第二十七條の次に四條を加える改正規定(第二十七條の五に係る部分に限る。)、第四十八條の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法(以下「新法」という。第二十七條の二第一項の規定による監視区域の指定及び新法第二十七條の三第二項の規定による都道府県の規則の制定(新法第四十四條の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の長に適用があるものとされた新法第二十七條の三第二項の規定による指定都市の規則の制定を含む。))については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

(条例との関係)

3 都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第五章の規定に相当するもの(新法第五章の規定に係る新法第八章及び第九章の規定に相当する規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規定」という。))に基づく新法第二十三條第一項の規定による届出に相当する行為(以下「届出相当行為」という。))のうち、この法律の施行前に行われたものについて、条例で、この法律の施行後も土地売買等の契約(新法第十四條第一項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。))に関し従前の例による規制を行う旨を規定する場合においては、当該届出相当行為を行つた者がこの法律の施行後に当該届出相当行為に係る土地売買等の契約を締結しようとするときにおいても、新法第二十三條第一項の規定による届出を要しない。

4 この法律の施行前に行われた届出相当行為に係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に違反して届出相当行為を行わないで土地売買等の契約が締結された土地を含む一団の土地につき土地に関する権利の移転又は設定(新法第四十四條第一項の土地に関する権利の移転又は設定をいう。))をすることとなるときは、当該土地の面積を含めて、新法第二十七條の三第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十三條第二項第一号に規定する当該一団の土地の面積を算定する。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

5 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「土地を有償で譲り渡す場合」を「同法第二十四條第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡す場合」に、「土地を有償で譲り渡した者」を「同法第二十四條第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡した者」に改める。

理 由

最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について

権利の移転等の届出を要する面積の限度を引き下げることができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における地価の高騰に対処するため、監視区域の指定、土地に関する権利の移転等の届出に関する特例、国等の適正な地価形成についての配慮等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県知事は、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれのある区域を、監視区域として指定することができるものとする。
 - 2 都道府県知事は、監視区域を指定する場合には、当該区域における土地に関する権利の移転等の届出面積の限度を、都道府県の規則で引き下げるものとする。
 - 3 国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。
 - 4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、国等の適正な地価形成の配慮等の規定については、公布の日から施行するものとする。
- 二 議案の可決理由
- 東京等一部地域における地価の高騰に対処す

るため、監視区域の指定等を行おうとする本案の措置は、地価の高騰を抑制し、適正な土地取引を図る見地から適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案に対しては、日本共産党・革新共同路雅弘君より監視区域における国等の土地取引の都道府県知事との協議を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十二年五月二十一日

建設委員長 村岡 兼造

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

国土利用計画法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 国土利用計画法制定の主旨と経緯にかんがみ、引き続き国土利用計画法の的確、厳正な運用に努めるとともに、今後とも規制区域制度を含む国土利用計画法の制度のあり方について、社会経済情勢の変化を踏まえて必要な検討を行うよう努めること。
- 一 監視区域制度の運用においては、地方公共団体の事務の増大に的確に対処するため必要な措置について配慮すること。
- 一 国公有地等は国民共有の財産であり、その利用・処分については、地域の土地利用計画等に関する地方公共団体の意向を十分に尊重するとともに、民間への払下げに当たつては、転売禁

止等必要な条件を付し、周辺の地価への悪影響をもたらさないよう配慮すること。

一 土地取引価格の適正化を図るため、地価公示制度の的確な運用と活用をすすめること。

一 地価の高騰を抑制するためには総合的な対策が必要であり、国土の適正かつ合理的な利用を確保するため、今後とも土地利用制度、土地税制等関連諸制度全般について早急に検討すること。

一 高齢化社会の到来に対応しつつ、都市環境の保全と都市住民の住宅を確保するため、都心における居住機能及び業務機能の適正な配置のあり方について必要な検討を行うよう努めること。

一 東京都心部におけるオフィス床の需給見通しを的確に把握し、新規業務拠点の育成を図るとともに、諸機能の分散立地を推進し、多核多圏域型構造への誘導に配慮すること。

昭和六十二年五月二十一日 衆議院會議録第二十号

一六〇八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三〇七三(三)

定価 一〇円部